

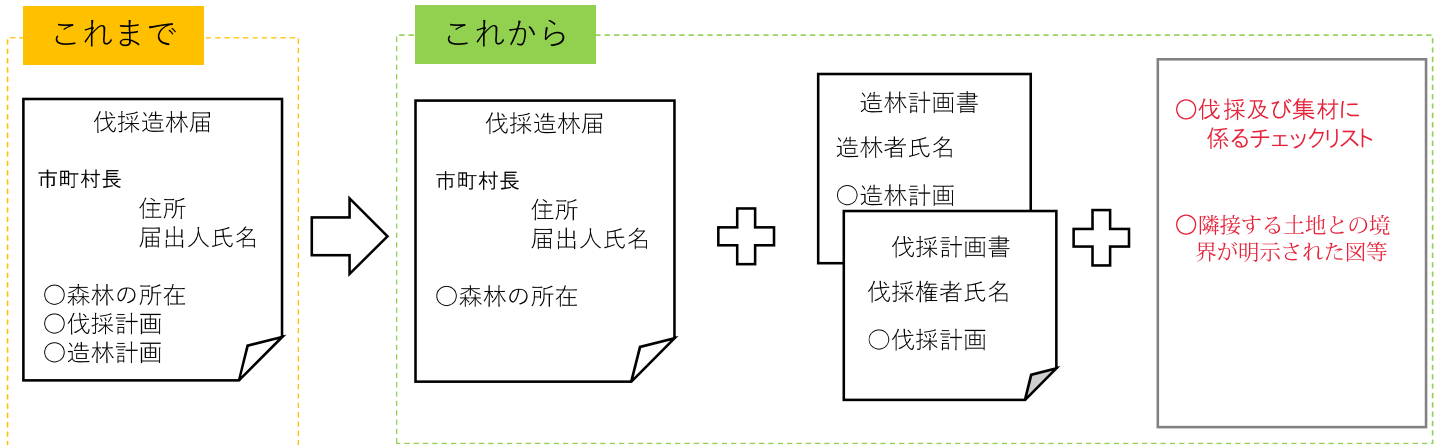


伐採届の様式や必要な提出書類が 令和4年4月1日から変わります！



① 伐採届の様式が変更され、添付する書類が追加されます！

- ・伐採者と造林者がそれぞれで伐採計画書又は造林計画書を作成します。
- ・伐採計画には、新たに作業委託先や集材方法を記載します。
- ・造林計画には、新たに作業委託先や鳥獣害対策の方法を記載します。



「伐採及び伐採後の造林届」の提出に必要な書類一覧

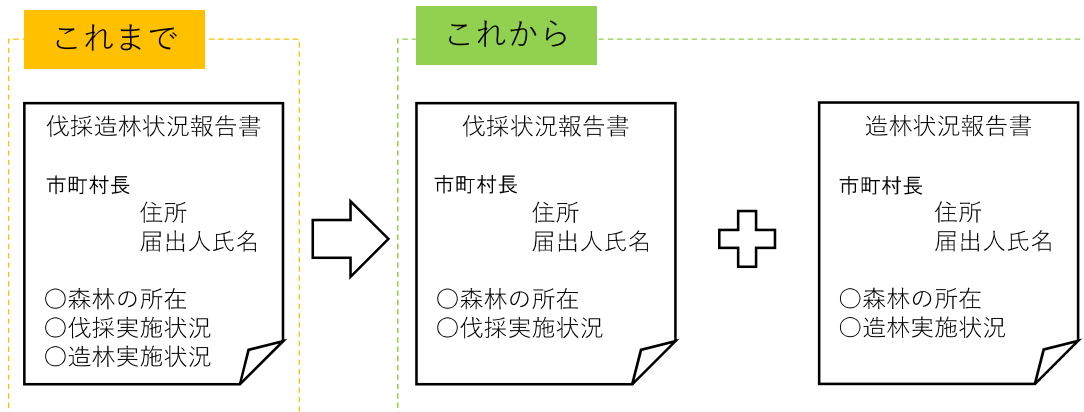
番号	必要書類	区分			備考
		主伐	間伐	転用	
1	伐採届鑑	○	○	○	伐採する30日前から90日前に提出（以下、同様）
2	伐採届別紙（伐採計画）	○	○	○	
3	伐採届別紙（造林計画）	○		○	転用の場合も、5年間転用しなかった場合の造林計画が必要
4	伐採・集材チェックリスト	○			伐採の区域線を明示すること（5とまとめてよい）
5	伐採する権原が確認できる書類	○			森林所有者と立木権限者の連名で提出する場合
6	伐採区域が確認出来る図面	○			隣接する土地との境界が明示された字図等

7. 土地の登記事項証明書や固定資産税納税通知書の写しなど届出者に土地所有権または造林権原があることがわかる書類

完了報告

② 状況報告は、伐採後と造林後のそれぞれで報告が必要になります！

- ・伐採状況報告書は、伐採終了後30日以内に提出します。
- ・造林状況報告書は、造林終了後30日以内に提出します。



届出人の名称について

- ①届出人（森林所有者）
- ②立木の権利者

例1)
森林所有者が自ら伐採、業者に請け負わせる、発注する場合は
①森林所有者名 ②同上

例2)
伐採業者等が立木を買い受けて伐採する場合は
①森林所有者 ②伐採事業者

例3) 伐採業者が土地を購入している場合は
①伐採事業者 ②伐採事業者

立木の権利者であることが確認出来る書類（立木の売買契約書、遺産分割協議の協議書や目録等）